

# 通訳案内研修(法定研修)について

---

令和5年12月

観光庁 国際観光部 国際観光課

# 通訳案内研修(法定研修)について

- 全国通訳案内士の質の維持・向上を図る観点から、改正通訳案内士法（H30.1.4）において、全国通訳案内士に対して、5年に1度の法定研修の受講が義務づけられたところ。
- 令和2年度から法定研修は開始され、所定の期間内に受講しない場合、全国通訳案内士の資格を取消することができる罰則規定が設けられている。
- 研修は観光庁の登録を受けた登録研修機関が実施することとなり、現在下記の通り、通訳案内士団体等11機関が研修機関となっている。研修の中では「旅程管理」や「危機管理」等に関する科目が法定科目となっている。

**研修科目** (通訳案内士法施行規則第二十八条第三号で定める通訳案内研修の内容に関する基準)

事 項	時 間
<b>1 旅程の管理等に関する基礎的な科目</b> 一 旅行業に関する基本的な事項 二 旅程管理の実務に関する事項 三 通訳案内の業務に係る法令遵守に関する事項 四 その他旅程の管理等に関する基礎的な事項	おおむね一時間以上
<b>2 災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する科目</b> 一 災害等の発生時における行動に関する事項 二 救急救命措置及び医療対応に関する基礎的な事項 三 その他災害の発生時における適切な対応等危機管理に関する事項	おおむね一時間以上

(備考)  
 通訳案内研修については、左記に掲げる事項のほか、全国通訳案内士の品位の保持及び資質の向上を図るための研修を、登録研修機関の判断により、独自に実施することができる。

**現在登録されている登録研修機関**

- 一般社団法人九州通訳・翻訳者・ガイド協会
- NPO法人通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会
- 協同組合 全日本通訳案内士連盟
- ひろしま通訳・ガイド協会
- 株式会社富士アカデミー
- NPO日本文化体験交流塾
- 株式会社トラベリエンス
- ジェイエコツアー（株） 札幌&北海道コンシェルジュセンター
- 一般社団法人 日本観光通訳協会
- 一般社団法人 関西通訳・ガイド協会（KIGA）
- 株式会社羅針盤



# (参考)他国家資格における更新要件等について

所轄府省	資格等名称	有効期間	更新要件、手続	更新料	講習等名称	更新講習料	罰則等
1	厚生労働省 キャリアコンサルタント	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更新講習を更新期間内に一定時間数以上受講の上、登録機関のウェブ上で更新手続きを行う（郵送も可能、ただし受理や審査には時間を要する）</li> <li>・更新申請期間はキャリアコンサルタント登録の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間。期間外の申請は不受理=資格失効となる</li> <li>・登録機関から更新時期の連絡はなく、自身の確認が必要</li> </ul>	8,000円 (非課税)	キャリアコンサルタント更新講習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・知識講習（知識の維持を図る：8時間以上）</li> <li>・技能講習（技能の維持を図る：30時間以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が指定する講習実施機関によって料金は異なる</li> </ul>	資格失効
2	経済産業省 (中小企業庁) 中小企業診断士	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録の有効期間の満了日の約1か月前から満了日まで中小企業庁宛郵送で受け付け更新申請日までに(1)(2)の両方を満たす必要がある</li> <li>(1)専門知識補完要件 以下のいずれかを合計して5回以上の実績を有すること 1)理論政策更新(理論政策)研修を修了したこと 2)論文審査に合格したこと 3)理論政策更新(理論政策)研修講師を務め指導したこと</li> <li>(2)実務要件 以下のいずれかを合計して30日以上行ったこと 1)診断助言葉務等に従事したこと 2)実務補習を受講したこと 3)実習、実務補習を指導したこと</li> </ul>	不要	更新に必要な要件は「専門知識補完要件」と「実務要件」の2つで、前者の場合は研修の受講、後者は実務従事で満たすことが一般的。  (1) 専門知識補完要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理論政策更新研修（1回4時間）</li> <li>・論文審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理論政策更新研修（対面、オンライン共）6,300円（税込）</li> <li>・論文審査（郵送）6,300円（税込）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断士の登録を削除(登録抹消)する</li> <li>・登録の削除(登録抹消)を受けた者の氏名、登録番号及び削除年月日を官報により公示する</li> <li>ただし要件を満たした場合、登録を削除された日から1年を超えないものについては、再登録申請を行うことができる</li> <li>再登録を受けた場合の再登録後の登録の有効期間は、削除される前の登録の有効期間に連続した5年間</li> <li>更新登録要件を満たせず更新登録を行えない場合は業務休止申請、業務再開申請を行うことができる</li> </ul>
3	経済産業省 情報処理安全確保支援士	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の登録日または更新日から更新期限の60日前（登録更新申請期限）までに、「オンライン講習」を3回（1年につき1回）、「実践講習または特定講習」を1回（3年につき1回）受講し終了している必要がある</li> <li>・更新講習は毎年受講の「オンライン講習」（IPA独立行政法人情報処理推進機構が実施）と、3年に1回受講の「実践講習（IPAが実施）または特定講習（民間事業者等が実施）」の2種類</li> <li>・講習運営者から登録メールアドレス宛に講習案内が送付される</li> </ul>	不要	情報処理安全確保支援士に受講が義務付けられた講習 <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン講習（1回につき知識、技能、倫理科目計6時間） 修了基準：標準学習時間6時間の全ての科目を学習の上、全理解度確認テストに合格すること ・アンケートに回答すること</li> <li>・実践講習：4コース7時間～14時間</li> <li>・特定講習：40実施機関により6時間～40時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン講習1回20,000円（非課税）</li> <li>・実践講習：4コース7時間～14時間 80,000～160,000円（非課税）</li> <li>・特定講習：40実施機関により6時間～40時間 60,500～770,000円（税込）</li> </ul>	登録の取消および名称使用の停止命令
4	国土交通省 マンション管理士	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション管理士として登録を受けた日の5年後の応答日の属する年度末までに受講（平成31年2月1日付登録→令和5年3月31日までに受講）</li> <li>・次更新時は今回受講日の5年後の応答日の属する年度末までに受講</li> <li>・登録機関である公益財団法人マンション管理センターから更新の案内が郵送で届く（例年11月ごろの発送）</li> </ul>	不要	マンション管理士法定講習	オンラインまたは対面方式 6時間16,600円（税込）	登録の取消、または名称使用の停止
5	法務省 弁護士	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士の国家資格には有効期限はなく、更新のための講習・研修はない。</li> <li>・ただし、日本弁護士連合会（日弁連）の定める倫理研修規程及び倫理研修規則に基づき、登録後定期的（登録初年度、満3年、満5年、その後5年ごと）に倫理研修に参加する義務が課せられている。</li> </ul>	更新制度無	(倫理研修)	倫理研修の実施主体は日弁連であるが、各弁護士連合会や所属弁護士会に委託されることもあり、参加費は一律ではない模様	倫理研修規程及び倫理研修規則に明文化された罰則等は見当たらなかった

# 通訳案内研修(法定研修)未受講者数について(概算)

- 改正通訳案内士法施行(2018年1月4日)よりも前に登録されている方は2023年1月3日まで、改正通訳案内士法施行後に登録された方は登録日から5年を超えない期間までに初回の受講が必要となっている。
- R6年4月1日までに初回の受講が必要となる通訳案内士 25,239名  
⇒上記対象者の内、未受講者数は14,035名(概算)(約55%) ※2023年11月時点
- 第3回作業部会においては、通訳案内士に対する調査結果より、通訳案内研修の未受講理由を共有できる予定としている。

## 1. 通訳案内研修(法定研修)未受講者 上位10自治体 ⇒上位3自治体で、約7割を占める

都道府県	未受講者数	割合
1東京都	4900	34.91%
2※関西広域連合	2979	21.23%
3神奈川県	1578	11.24%
4千葉県	961	6.85%
5埼玉県	739	5.27%
6愛知県	494	3.52%
7福岡県	297	2.12%
8北海道	261	1.86%
9静岡県	201	1.43%
10広島県	183	1.30%

合計 67.38%

※関西広域連合：滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・徳島県  
上記都道府県は関西広域連合(京都府)が登録申請等の事務手続きを実施

作業部会において、通訳案内研修（法定研修）に係る課題について議論を行い、その結果を第3回検討会にて報告することとした。

（主な論点）

- 登録研修機関における研修水準を維持、向上をする必要があるのではないか。
- 現状の通訳案内研修（法定研修）の未受講者に対し、どのように取り組むのか。

## 背景・課題

### 1. 通訳案内士法上の有資格者・多様な主体の外国語ガイド 共通課題

- ① ガイドの不足、言語や地域毎の偏在
- ② ガイドの高齢化

### 2. 多様な主体の外国語ガイドに係る課題

- ① 多様な主体の外国語ガイドの質の維持、向上
- ② 多様な主体の外国語ガイドの活用の検討

### 3. 通訳案内士法上の有資格者に係る課題

- ① 通訳案内士間におけるガイド技術の格差
- ② 法定研修未受講者（違法状態）の取扱い
- ③ 認知度及び付加価値向上の為の「バッジ」の取扱い

### 4. 登録研修機関に係る課題

- ① 登録研修機関における研修水準の格差

### 5. 全国通訳案内士試験に係る課題

- ① 外国語科目免除の拡大検討  
（ポルトガル語・繁体字等）
- ② 恒常的な赤字体質運営
- ③ 受験者数の低迷
- ④ 通訳案内試験問題の見直しの検討